

令和4年2月15日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

埼玉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和4年2月15日
(2) 事業者の氏名又は名称	丸建つばさ交通株式会社（法人番号：3030001139063） 代表者 齋藤 清和
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室6144-1 (本社営業所) 埼玉県北足立郡伊奈町小室6144-1
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	道路運送法第12条第2項
(6) 違反行為の概要	令和3年11月18日及び令和3年11月26日、事業譲渡を受けたことを端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)運行系統、運行回数等の公示義務違反(道路運送法第12条第2項)、(2)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(3)乗務等の記録の記録事項不備(運輸規則第25条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について 2. (4) 但し書き参照)